

# 日中サービス支援型共同生活援助の指定基準

(その他の類型：介護サービス包括型・外部サービス利用型)

平成30年度  
制度改正

事業者要件  
(日中S型固有)

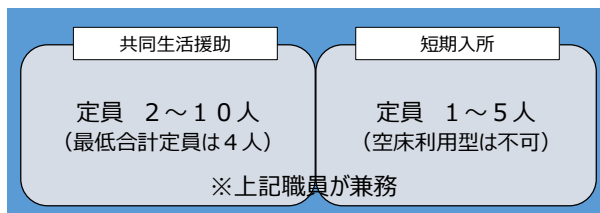
短期入所（単独型か併設型 1 床以上）を併設すること  
自立支援協議会等に運営報告を行い、評価を受け、助言等を聞く機会を設けること

人員基準  
(24時間の配置が必要)

- 管理者 常勤
- サービス管理責任者 30 : 1 以上
- 世話人 5 : 1 以上
- 生活支援員 利用者の障害支援区分に応じた必要数
- 夜間支援従事者 共同生活援助及び短期入所に従事する世話人又は生活支援員  
(宿直は不可)

1人以上は  
常勤

運営のイメージ



構造上、共同生活住居ごとの独立性が確保されており、利用者の支援に支障がない場合は、1つの建物に複数の共同生活住居を設けることができるものとする。この場合において、1つの建物の入居定員の合計は20人以下とする

## 高知市内 日中サービス支援型共同生活援助事業所（開設順）

事業所名	GH 定員	短期 定員	運営法人	指定年月日
日中サービス支援型指定共同生活援助事業所 にじいるホーム介良	20	1	株式会社 四国ライフケア	平成31年3月31日
日中サービス支援型指定共同生活援助事業所 にじいるホーム上町	19	1	株式会社 四国ライフケア	令和2年7月1日
グループホームR A S I E L 高知	16	1	株式会社ラシエル	令和4年7月15日
日中サービス支援型指定共同生活援助事業所 にじいるホーム瀬戸	20	2	株式会社 四国ライフケア	令和4年11月1日